

環境経営促進金利優遇制度 — 京都ECOLET —

対象となる方	<p>次のいずれかの要件を満たす京都府内の中小企業者又は組合の方</p> <p>① ISO14001の認証を取得していること。 ② KES環境マネジメントシステム・スタンダードの認証を取得していること。 ③ エコ京都21（地球温暖化防止部門）の認定（注）を受けていること。 ④ 京都府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として知事の確認を受けていること。 ⑤ 京都府中小企業応援条例に基づく研究開発等事業計画に係る知事の認定及び京都府「知恵の経営」認証制度要綱に基づく知事の認証を受けた者であって、その実施する事業が環境ビジネス関連であること。</p> <p>※ その他各融資制度の要件を満たすことが必要です。</p>	
金利優遇措置	<p>京都府・京都市中小企業融資制度の融資利率を次のとおり優遇</p> <p>◆①～④の対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般振興融資 年2.7%以内（0.2%優遇） ・小規模企業おうえん融資ステップアップ枠 年1.9%（0.2%優遇） ・経営活力融資（設備一般） 中小企業者・組合 年2.2%（0.2%優遇） 小規模企業者 年1.8%（0.1%優遇） <p>◆⑤の対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業成長促進融資（応援条例認定、「知恵の経営」推進） 年1.7%（0.2%優遇） 	
申込方法 申込機関	<p>融資申込みの際に、本制度の利用希望をお伝えください。</p> <p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 〔京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、びわこ銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金〕</p>	
対象者別 必要書類等	<p>必要書類</p> <p>① ISO14001認証取得証の写し（有効期限内のもの）</p> <p>② KES環境マネジメントシステム・スタンダードの認証取得証の写し（有効期限内のもの）</p> <p>③ エコ京都21（地球温暖化防止部門）認定書の写し（有効期限内のもの）</p> <p>④ 環境配慮企業確認書の写し（当該年度のもの）</p> <p>⑤ 認定を受けた研究開発等事業計画書の写し又は「知恵の経営」認証書の写し等</p>	<p>お問い合わせ先（電話番号）</p> <p>*各審査登録機関にお問い合わせください。</p> <p>特定非営利活動法人KES環境機構 （075-321-4767）</p> <p>京都府文化環境部地球温暖化対策課 （075-414-4708）</p> <p>京都府文化環境部地球温暖化対策課 （075-414-4708）</p> <p>京都府商工労働観光部ものづくり振興課 （075-414-4851）</p>

（注）エコ京都21のうち「マイスター」「アドベンス」「スタンダード」の認定を受けたもの（「チャレンジ」登録を除く。）
 ※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。